別紙様式14-1

地域連携薬局　認定基準適合表

実績の対象期間：　　　年　　月～　　　年　　月

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第１項第１号） |
|  | * 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備
* 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備
 | 別紙（　）のとおり |
| ２ | 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第１項第２号） |
|  | *※該当する項目をチェックすること** 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。
* 段差のない入口を設置している。
* 車いすでも来局できる構造である。
* その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造

　具体的な構造（　　　　　　　　　　　　　　） | 別紙（　）のとおり |
| ３ | 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第２項第１号） |
|  | *※過去１年間に参加した会議をチェックすること** 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

（主催者：　　　　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　　　　）* 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議
* 退院時カンファレンス

（医療機関の名称：　　　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　）* その他の会議

（具体的な会議の名称：　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　） |
| ４ | 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第２項第２号） |
|  | 主な連携先の医療機関名　称①：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地①：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称②：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地②：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ５ | 上記の報告及び連絡した実績（第２項第３号） |
|  | 年間（　　　　）回（月平均（　　　）回）うち、入院時（　　　）回、外来受診時（　　　）回、退院時（　　　）回、在宅訪問時（　　　）回 | 別紙（　）のとおり |
| ６ | 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第２項第４号） |
|  | 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付 | 別紙（　）のとおり |
| ７ | 開店時間外の相談に対応する体制（第３項第１号） |
|  | 開店時間　　平　日　　　：　　　～　　　：　　　　　　　　　土　曜　　　：　　　～　　　：　　　　　　　　　日祝日　　　：　　　～　　　：　　　 |
| 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法*※該当する項目をチェックすること** 文書により交付
* 薬袋に記入
 | 別紙（　）のとおり |
| ８ | 休日及び夜間の調剤応需体制（第３項第２号） |
|  | 自局での対応時間　　休　日　　　　　　　：　　　～　　　：　　　　　　　　　　　　　平　日（夜間）　　　：　　　～　　　：　　　 |
| 地域の調剤応需体制がわかる資料を添付 | 別紙（　）のとおり |
| （参考）過去１年間の調剤の実績（　　　）回　 |
| ９ | 在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第３項第３号） |
|  | 医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）を添付 | 別紙（　）のとおり |
| （参考）過去１年間の医薬品提供の実績（　　　）回 |
| 10 | 麻薬の調剤応需体制（第３項第４号） |
|  | * 免許証（写し）の添付
 |
| （参考）過去１年間の調剤の実績（　　　）回 |
| 11 | 無菌製剤処理を実施できる体制（第３項第５号） |
|  | *※該当する項目をチェックすること** 自局で対応
* 共同利用による対応
* 他の薬局を紹介

薬局の名称：　　　　　　　　　　　　　　　薬局の所在地：　　　　　　　　　　　　　　　 | 別紙（　）のとおり |
| （参考）過去１年間の実績（　　　）回 |
| 12 | 医療安全対策（第３項第６号） |
|  | 医療安全対策の概要　*※該当する項目をチェックすること* |
| * 医薬品に係る副作用等の報告
 |
| （参考）過去１年間の報告回数（　　　）回 |
| * 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加
 |
| （参考）過去１年間の報告回数（　　　）回 |
| * その他の取組

具体的な医療安全対策の内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 13 | ・継続して１年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第３項第７号）・地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師（第３項第８号）・地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講（第３項第９号） |
|  | 常勤として勤務している薬剤師数 | （　　　　）人 |
| 継続して１年以上勤務している常勤薬剤師数(７号) | （　　　　）人 |
| 研修を修了した常勤薬剤師数（８号） | （　　　　）人 |
| 第７号又は第８号に該当する薬剤師一覧第９号の研修の実施計画 | 別紙（　）のとおり |

|  |  |
| --- | --- |
| 14 | 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供（第３項第10号） |
|  | 情報提供先（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※情報提供を行った内容の写しを１回分添付する | 別紙（　）のとおり |
| （参考）情報提供の回数（　　　）回 |
| 15 | 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績（第４項第１号） |
|  | 年間（　　　　）回　（月平均（　　　　）回）（参考）過去１年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者総数（　　　　）人 |
| 16 | 医療機器及び衛生材料を提供するための体制（第４項第２号） |
|  | * 許可証（写し）の添付
 |
| （参考）提供した医療機器等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

認定基準適合表の記載要領

実績の対象期間は、認定申請又は認定申請更新の前月までの１年間とする。実績以外は申請時時点の状況を記載する。

１　利用者の服薬指導の際に配慮した構造設備（規則第10条の２第１項第１号）

　　構造がわかる図面、写真等を添付すること。なお、配慮の内容がわかるよう、必要に応じてその旨を記載すること。

　〈基準〉

　　・やむを得ない場合には、必ずしもあらかじめ椅子を備え付けておく必要はないが、利用者が座って相談を受けられることが可能であることについて、利用者が容易に認識できるよう、利用者への必要な声かけや見やすい場所にその旨掲示する等といった配慮が必要であること。

　　・単にパーティションを設置すれば良いというものではなく、相談できるスペースを十分確保する、他の利用者の待合場所とカウンターの距離を離す、他の利用者の目線や動線に配慮した配置にする、情報提供や服薬指導の内容等が他の利用者に聞き取られないよう配慮する等、薬局全体において、どのような設備や広さであれば、利用者が安心して相談でき、薬剤師がより丁寧に服薬指導等を実施できるかを考慮した上で設備を検討すること。

２　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第１項第２号）

　　構造がわかる図面、写真等を添付すること。なお、配慮の内容がわかるよう、必要に応じてその旨を記載すること。

　〈基準〉

　　・利用者に配慮した構造であること

　　　（例１）利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置

（例２）入口に段差がない

（例３）車いすでも来局できる構造であること。

　　・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第１項の規定に基づく建築物移動等円滑化基準も参考にすること。

３　地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第２項第１号）

　　過去１年間に参加した地域包括ケアシステムの構築に資する会議にチェックした上で必要事項を記載すること。

　〈基準〉

　　・地域包括ケアシステムの構築に資する会議とは、地域包括ケアシステムの構築のための、地域住民を含む地域における総合的なチーム医療・介護の活動であり、次の活動をいう。

　　・介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の48で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第９号で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議

・地域の多職種が参加する退院時カンファレンス

４　地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第２項第２号）

　　連携先として、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡している主な医療機関の名称及び所在地を記載すること。医療機関は可能な限り複数記載すること。医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載すること。

５　上記の報告及び連絡した実績（第２項第３号）

　　過去１年間の実績として報告及び連絡した回数を記載すること。報告及び連絡した際の資料（情報提供文書等）の写しを１回分添付することとし、個人情報に該当する箇所はマスキングすること。

　〈基準〉

　　・「報告及び連絡した実績」は、過去１年間において月平均30回以上であること。

　　・「報告及び連絡させた実績」とは、次に掲げるものであること。

　　ア　利用者の入院に当たって情報共有を行った実績

イ　医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績

ウ　外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績

エ　居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績

・「報告及び連絡させた実績」とは、次に掲げるものは**含まれないこと**。

ア　医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供

イ　利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供

ウ　服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載

エ　薬剤師法（昭和35 年法律第146号）第24条に基づく疑義照会

　　・報告及び連絡した際の資料例として、次が挙げられる。

トレーシングレポート（服薬情報提供書）≪広島県版≫

６　他の薬局に対し報告及び連絡することができる体制（第２項第４号）

　　他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付すること。

　〈基準〉

　　・地域における他の薬局に対して利用者の薬剤等（要指導医薬品及び一般用医薬品を含む。以下同じ。）の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等に関する情報を報告及び連絡することが求められるため、その方法等を明確にしておくこと

７　開店時間外の相談に対応する体制（第３項第１号）

　　「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載すること。

「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」については、薬局で用いている利用者に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等の例を添付すること。

８　休日及び夜間の調剤応需体制（第３項第２号）

　　「自局での対応時間」は休日及び平日における夜間の対応時間を記載すること。

地域の調剤応需体制がわかる資料として、具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等を添付すること。

　 参考として、休日及び夜間に調剤対応した過去１年間の回数（実績がない場合はその旨

を記載すること。

９　在庫として保管する医薬品を必要な場所に他の薬局開設者の薬局に提供する体制

（第３項第３号）

　　他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付すること。

　　参考として、過去１年間に他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供した回数（実績がない場合はその旨）を記載すること。

10　麻薬の調剤応需体制（第３項第４号）

　　麻薬小売業者の免許証の写しを添付すること。なお、添付できない場合は、免許番号及び免許年月日を余白に記載すること。

　　参考として、過去１年間に麻薬を調剤した回数（麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその旨。）を記載すること。

　〈基準〉

　　・在庫として保管する品目数や種類は当該薬局の調剤の状況等に応じて薬局で判断しても差し支えないが、麻薬の調剤の求めがあった場合に、薬局の事情等により当該麻薬の調剤を断ることは認められないものであり、速やかに必要な麻薬を入手できる体制を構築しておくこと。

11　無菌製剤処理を実施できる体制（第３項第５号）

「自局で対応」の場合は、無菌製剤処理が実施できることがわかる図面、写真等を添付すること。

「共同利用による対応」の場合は、無菌調剤室を提供する薬局と自局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等の写しを添付すること。

「他の薬局を紹介」の場合は、紹介する薬局の名称を記載するとともに、無菌製剤処理が必要な処方箋を受けた場合に当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付すること。

参考として、過去１年間の無菌製剤処理による調剤回数（無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方箋枚数。実績がない場合はその旨。）を記載すること。「他の薬局を紹介」の場合は、無菌製剤処理に係る調剤に限り他の薬局を紹介して対応した回数を指すものとする。

12　医療安全対策（第３項第６号）

　　「医薬品に係る副作用等の報告」は、過去１年間に法第68条の10第２項に基づき副作用等を報告した場合にチェックし、参考として、過去１年間の報告回数を記載すること。

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合にチェックし、参考として、過去１年間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数（実績がない場合はその旨）を記載すること。

「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策を行っている場合に、その概要を記載すること。

13　継続して１年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第３項第７号）

地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師（第３項第８号）

　地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講（第３項第９号）

　「常勤として勤務している薬剤師数」は認定申請時又は認定更新申請時における人数、「継続して１年以上勤務している常勤薬剤師数」は認定申請又は認定更新申請に係る薬局において１年以上継続して常勤として勤務している薬剤師数、「研修を修了した常勤薬剤師数」は本通知第２の３（８）の研修を修了した薬剤師数を記載すること。

「第７号又は第８号に該当する薬剤師一覧」は、該当する薬剤師がわかるよう、薬剤師の氏名、免許番号、常勤の勤務期間、地域包括ケアシステムに関する研修会の主催者及び研修修了の有無を記載した一覧を添付すること（別紙例示12-1）。このうち、第８号に該当する薬剤師は、健康サポート薬局に係る研修の修了証等の写しを添付すること。

　〈基準〉

　　・常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、薬局に継続して１年以上常勤として勤務している者であること。

　　・常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修（健康サポート薬局研修）を修了した者であること。

　　・勤務する全ての薬剤師に１年以内ごとに、地域包括ケアシステムに関する研修（健康サポート薬局研修）又はそれに準ずる研修を計画的に受講させること。

　　・「常勤」は、原則として、週当たりの勤務時間が32時間以上の場合であること。

　　・「継続して１年以上常勤として勤務」は、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して１年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当する。

　　・勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満であっても常勤として取り扱って差し支えない。当分の間は、週24時間以上かつ週４日以上の勤務であれば常勤として取り扱うものとする。

・常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に１年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。

・「地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者」とは、健康サポート薬局に係る研修実施要綱（平28.2.12薬生発0212第８号通知別添）に基づき研修実施機関が実施した健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた者であること。

14　地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供（第３項第10号）

　　「情報提供先」は、特定の医療提供施設に対する情報提供であれば当該医療提供施設の名称を、地域における複数の医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の範囲や主な医療提供施設の名称等を記載すること。また、情報提供の内容は、新薬の情報や同一薬効群の医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴等の医薬品の適正使用に関する情報とし、情報提供した文書等を１回分添付すること。

　　参考として、過去１年間に情報提供した回数を記載すること。

15　居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績

（第４項第１号）

　　過去１年間の実績として居宅等を訪問して指導等を行った回数を記載すること。参考として、過去１年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者の総数を記載すること。

　〈基準〉

　　・過去１年間の実績として居宅等を訪問して指導等を行った回数が、月平均２回以上であること。

　　・実績として計上する回数は居宅等を訪問して指導等を行った回数とするが、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は、調剤の業務並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った人数にかかわらず１回とすること。

　　・同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわらず１回とすること。

16　医療機器及び衛生材料を提供するための体制（第４項第２号）

　　高度管理医療機器等の販売業の許可証の写しを添付すること。なお、添付できない場合は、許可番号及び許可年月日を余白に記載すること。

　　参考として、過去１年間に提供した医療機器、衛生材料の例（実績がない場合はその旨）を記載すること。

17　地域連携薬局認定基準適合表に添付する資料には資料番号を付記し、「別紙（　）のとおり」の括弧にその資料番号を記載すること。

18　記載内容が多くなる場合は、記載欄を増やすことや別に記載して添付することでも差し支えないこと。

19　この様式の大きさは、Ａ４とすること。